

[委員会からのお知らせ](#)

[第196回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年6月28日(木) 14:00~15:10

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 6品目

- 1)ノバルロン 2)メトキシフェノジド 3)フルジオキシニル 4)フェンアミドン 5)キャプタン 6)トリネキサパックエチル
・厚生労働省から説明。
・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1)殺虫剤で、イチゴ、ピーマン、ミニトマトへの適用拡大申請がされています。
2)殺虫剤で、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
3)殺菌剤で、稲、キャベツ、トマト等に登録があります。
4)殺菌剤で、ぶどう、はくさいに登録があります。
5)殺菌剤で、りんご、はくさい、イチゴ等に登録があります。
6)成長調整剤で、芝及びすぎに登録があります。
1)~6)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- 1)「クミルロン」に関する意見・情報の募集について/div>
2)「シメコナゾール」に関する意見・情報の募集について
・事務局から説明。
・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)除草剤で、稲に使用します。
2)殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。
1)、2)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- 1)「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604」に関する意見・情報の募集について
・事務局から説明。
・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1)コウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシのことです。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1)農薬 スピロメシフェンに係る食品健康影響評価について
・「一日摂取許容量(ADI)を0.022mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
2)動物用医薬品 マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)の再審査に係る食品健康影響評価について
・「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1)殺虫剤で、トマト、りんご等に新規申請がされています。
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。
2)鶏に病原性のないマレック病ウイルス・七面鳥ヘルペスウイルス・弱毒化した鶏痘ウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。

(5) 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について

- ・長尾委員から報告。内容については事務局から説明。
・委員会として平成18年度食品安全委員会運営状況報告書を決定した。

(6) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する用語集等について」(平成19年2月実施)

- ・事務局から説明。

(7) その他

- ・「食品安全委員会専門委員の公募について」事務局から説明。
・企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員について、7月2日から7月27日まで公募を行うこととなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)